

# 契 約 書

- 1 業 務 名 高槻市消防本部ほか7 署所電気設備保安全管理業務
- 2 契 約 期 間 令和6年6月1日～令和7年5月31日
- 3 契 約 金 額 月額 ¥●●●●●●●— (うち消費税等額¥●●●●●●-)
- 4 契 約 保 証 金 免除

頭書の業務について、高槻市（以下「発注者」という。）と、●●●●●●●●（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年6月1日

高槻市桃園町2番1号  
(発注者) 高槻市  
代表者 高槻市長 濱田 剛史

(受注者)

(総則)

第1条 受注者は、発注者の定める別記「仕様書」に基づき、頭書の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）内に頭書の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面を提出し発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(法令上の責任等)

第4条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

(補償等の責任)

第5条 受注者の職員等が業務を行うにあたり、事故等により負傷し、または死亡することがあっても発注者はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

2 業務の処理、または結果に関する過失により発注者及び第三者に直接または間接的に損害を与えた場合は、受注者においてそのすべての責任を負うものとする。

(業務の内容)

第6条 発注者が受注者に委託する業務は、電気事業法第43条第1項に定める発注者の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務であって、受注者は発注者の保安規定に基づいてこの契約に定める範囲の業務を実施するものとし、その細目は仕様書のとおりとする。また、低圧電路の常時監視についても受注者へ委託するものとする。

2 前項の定めにより発注者が受注者に委託した業務以外の日常巡視、点検等の業務については、発注者が、保安の責を有するものとし、発注者の保安規定に基づいて発注者が実施するものとする。

(発注者及び受注者の協力義務)

第7条 発注者は、受注者の業務の実施にあたり発注者に指導した事項または発注者と受注者にて協議し決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるとともに、受注者が助言した事項については、受注者の意見を尊重するものとする。

- 2 発注者は、受注者の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。
- 3 受注者は、保安全管理業務を誠実に行うものとする。

(業務内容の変更等)

第8条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、または業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額または契約期間等を変更する必要があるときは、発注者と受注者にて協議し書面にて定めるものとする。

(報告及び調査)

第9条 発注者は、発注者が必要と認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について、報告の要求及び調査を行うことができる。

- 2 受注者は、業務を実施したときは、すみやかに発注者へ報告を行うものとする。

(履行確認等)

第10条 発注者は、前条第2項に定める報告を受けたときは、10日以内に履行確認を行うものとする。

- 2 発注者は、前項に定める履行確認の結果、業務が不完全と認めるときは、受注者に対し直ちに無償で再作業をさせることができる。

(契約金額の支払)

第11条 受注者は、発注者の各年度最終履行確認合格後、契約金額に各年度の履行期間に応じた月数を乗じた金額を、それぞれ発注者へ請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者からの適正な支払請求があったときは、請求書受理日から30日以内に支払うものとする。

(履行延滞の場合における損害金等)

第12条 受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務を完了することができない場合において契約期間後に完了する見込があると認めるときは、発注者は損害金を徴収して契約期間を延長することができる。

- 2 前項の損害金は、延長日数につき次の各号のいずれかにより算定した金額につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額とする。

(1) 既に引き渡した部分がある業務については、当該部分に対する契約金額相当額を契約金額から控除した額。

(2) 前号以外の場合については、契約金額。

- 3 発注者の責めに帰する事由により前条に定める契約金額の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として支払請求することができる。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、業務内容に適合しないものがあるときは、受注者に対して、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完またはこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 指定期日内に業務を完了しないとき、または指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第10条第2項の規定による再作業または前条第1項の規定による履行の追完等がなされないとき。
- (4) 受注者またはその代理人若しくは使用人が、この契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者またはその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らか

であるとき。

- (7) 受注者が暴力団員等であるとき。
- (8) 下請負人等が暴力団員等である場合に、発注者が受注者に対して受注者と下請負人等との契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(談合等不正行為による解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

(違約金)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額に契約を解除する年度の契約月数を乗じて得た額の100分の5に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

- (1) 第14条から第16条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否しまたは受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11

年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 前2項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
  - (3) 第16条第4号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約の失効)

第19条 この契約は、次の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失うものとする。

- (1) 外部委託承認申請の承認が得られないとき、または承認が取消となったとき。
- (2) 発電所出力が1000kW以上または需要設備の受電設備が7000Vを超えるものとなったとき。
- (3) 配電線路の電圧が600Vを超えるものとなったとき。
- (4) この契約の対象である電気工作物が廃止されたとき。
- (5) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる場所となったとき。

(連絡責任者等)

第20条 発注者は、発注者の保安規定に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名するものとし、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定めるとともに、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。

また、設備容量が6000kVA以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてるものとする。

- 2 発注者は、連絡責任者またはその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会うよう努めるものとする。

(代行者の点検)

第 21 条 受注者は、業務担当者等が次の各号の理由により、業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者（以下「代行者」という。）が実施できるものとする。なお、代行者による実施は6箇月を超えないものとする。

- (1) 地震、台風、水害等が発生した場合
- (2) 業務担当者が病気等で療養を要する場合
- (3) 受注者が業務担当者等の定期点検の品質管理を行う場合
- (4) 業務担当者等が、受注者の定める勤務時間範囲外に作業を行う場合

(点検の延伸)

第 22 条 発注者または受注者は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）が実施できない場合は、発注者と受注者にて協議し、代替日を決定し定期点検を実施、または電話等の問診に換えることができるものとする。

- (1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合
- (2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

(電気工作物の設置または変更)

第 23 条 発注者は、その自家用電気工作物を新たに設置または変更しようとするときは、あらかじめ受注者と事前に協議し、電気工作物の安全確保に遺漏ないように努めるものとする。

- 2 設備容量に変更が生じた場合は、契約期間内でもこの契約を更改するものとする。

(発注者の通知義務)

第 24 条 発注者は、次の各号に定める事項を受注者に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更及び合併等による権利義務の承継
- (2) 設置場所の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定または変更、発電所の運転責任者の決定または変更
- (4) 電気事故
- (5) その他受注者が業務を実施するために必要な事項

(不安全施設に関する措置等)

第 25 条 発注者は、受注者の業務が安全に実施できるよう良好な作業環境の確保に努めるものとする。

- 2 発注者は、受注者が業務を実施するにあたり、実施場所の通路または足場等の環境が不完全で安全の確保がしがたい場合は、発注者の負担において改修を行うものとする。

(設備の特殊性のため点検できない場合の措置)

第 26 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、受注者の監督の下で点検、測定・試験の全部または一部を発注者の責任及び負担により、専門業者等

に依頼して実施するものとする。これに関し、発注者の求めに応じ受注者は指導または助言を行うものとする。

- (1) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (2) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等または特殊消防用設備等
- (3) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯によることが必要となるコンピューター等を使用する回路
- (7) 事業場外で使用されている電気機器である自家用電気工作物
- (8) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
- (9) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

（秘密の保持）

第 27 条 発注者及び受注者は、この契約の履行するにあたり、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしたまたは他の目的に利用してはならない。また、この契約の終了または解除後においても同様とする。ただし、経済産業省の要請により、この契約書の写しを提出する場合を除く。

2 前項の定めは、第 3 条の規定による委託または下請負を指定された者についても準用する。

（管轄裁判所）

第 28 条 発注者と受注者との間で訴訟の必要が生じた場合、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第 29 条 この契約について疑義が生じた事項、またはこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者にて協議し定めるものとする。